



令和7年度 特定計量器定期検査の実施

商店、スーパーマーケット、食品加工場、学校、幼稚園、保育所、病院等で、取引や証明上の計量に使用するはかりは、検査を受けたものでなければなりません。

この検査を受けなければ、取引や証明上の計量に使用することができませんのでご注意ください。

下記の場所で検査を行いますので受検をしてください。

○小型はかり定期検査日程表

日 時	場 所
5月19日 (月) 13:30~16:30	中央公民館 (大川町4丁目143番地)
5月20日 (火) 9:30~16:00	
5月21日 (水) 9:30~14:00	労働福祉会館 (梅川町855番地)

問合せ 商工観光課 商工労政係 ☎21-2125



余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業の実施

(農業者の皆さんへ)

近年、ヒグマやエゾシカ等の大型有害鳥獣による農業被害や、特定外来生物であるアライグマによる被害が増加傾向にあり、本町としても被害防止対策に力を入れているところです。

有害鳥獣による農業被害を防止することを目的とした被害防止対策設備(電気柵・箱わな)の購入に対する補助を実施しますので、希望者は交付申請書および関係書類を添付し、期日までに農林水産課まで提出してください。

＜＜補助対象要件＞＞

○以下の要件をすべて満たす者

- ・町内に住所を有する者であって、町内において営農する経営体。
- ・有害鳥獣被害防止対策設備の設置場所として、自らが常時管理できる自己所有地、または土地所有者から同意を得た場所に設置できること。
- ・電気柵の購入については、有害鳥獣による農業被害(侵入)防止を目的とするものであること。
- ・箱わなの購入については、特定外来生物であるアライグマの捕獲を目的とするものであること。

○補助対象設備 ※既に購入済のものや補修用部品等の購入は対象となりません。

- ・電気柵(有害鳥獣侵入防止を目的とするもの)
- ・箱わな(特定外来生物アライグマの捕獲を目的とするもの)

○補助率

補助率は、購入金額の1/2以内とし(千円未満の端数は切り捨て)、電気柵については5万円、箱わなにについては1万円を上限とします。また、申請は同一年度において、1経営体につき1回限りとします。

※消費税納税義務者は消費税額を除いた金額が対象となります。

※購入に際し、複数見積等により購入金額の低減に努めること。

※申込みが多数の場合は、予算の範囲内で按分するため、補助額が下がります。

○申請受付

提出期日：5月30日(金) ※期日厳守

提出書類：1. 交付申請書

2. 見積書の写し(2社以上)

3. 設置場所位置図(任意様式)

4. 納税対応状況申出書

5. 交付決定前着手届(交付決定日より以前に事業着手する場合)

提出場所：農林水産課

○その他

- ・関係書式は農林水産課または、JAよいち(営農課)でお受取りください。
- ・補助事業が完了したときは、実績報告書と領収書(写)等の提出が必要となります。
- ・詳細につきましては余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業補助金交付要綱に定めます。

問合せ 農林水産課 農政振興係 ☎21-2123